議案第１６５号

前橋市立学校設置条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市立学校設置条例の一部を改正する条例

前橋市立学校設置条例（昭和３９年前橋市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表前橋市立滝窪小学校金丸分校の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。